

徳島県規則第七十六号

徳島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県警察関係手数料条例施行規則（平成十二年徳島県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「講習」を「者等」に改め、同条第一項中「に対する講習」を削り、「講習と」を「者と」に改め、同条第二項中「講習は」を「装置は」に、「講習と」を「装置と」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。